

2009年5月15日

神奈川県内就労継続A型事業所  
就労継続B型事業所  
旧法授産施設  
福祉工場  
地域活動支援センター  
障害者地域作業所  
各事業所 責任者 様

神奈川セルフセンター  
会長 飯島克巳

### 「工賃アップ推進事業」説明会での説明内容の一部変更と 同事業の応募〆切の延長について

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて神奈川セルフセンターでは今年度も県より「工賃アップ推進事業」の委託を受け、施設、作業所の工賃アップを通して障害のある人たちの地域生活を支える活動の活性化を目指し、本事業を進めています。

去る4月22日、23日には同事業の説明会を開催し、事業の募集について広く呼びかけを実施したところです。

その際、説明の中で、「工賃アップ推進事業」助成金は前期と後期に分けて支出し、後期については事業終了を確認した後に支出をする旨お話しをさせていただきました。従いまして後期については事業所の持ち出しを余儀なくされるわけです。

その後、応募の問い合わせの中で、小規模の施設や作業所の場合、応募の意志があってもこの持ち出しに耐えられないため結果的に応募できない、とのお話しがありました。

この事態について県と協議し、なるべく広くこの事業を活用していただきたいとの趣旨から後期分についても概算払いを実施することに致します。従いまして事業所の持ち出しという点は解消されるものと考えます。

以上説明内容を一部変更致します。またそれに伴い当初の〆切も1週間延長し、5月22日としたいと存じます。皆様の更なる応募をお待ちしております。

#### 変更内容

1. 助成金後期分は事業終了後に事業所に支出する。10月以降概算で支出し、事業終了後精算(余ったら返金していただく)を実施する。
2. 応募の〆切は5月15日 〆切を5月22日とする。

\*「工賃アップ推進事業」は、(社)かながわ福祉サービス振興会「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載されています。